明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件（文部科学一五三）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく特定教習、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人環境再生保全機構平成二十事業年度財務諸表、司法書士名簿登録等、税理士登録者、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　三
会社その他
会社決算公告　七
売　七

## 告示

**○文部科学省告示第百五十三号**

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、平成二十年文部科学省告示第百十九号（技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するものののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年八月十日

文部科学大臣　塩谷　立

技術士法第三十一条の二第二項に規定する大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるものは、次の表の上欄に掲げる大学その他の教育機関における課程をそれぞれ同表の中欄に掲げる修了年月以降に修了した者について同表の上欄に掲げる当該課程とし、同法第三十二条第二項に規定する課程に対応する技術部門は、同表の上欄に掲げる当該課程についてそれぞれ同表の下欄に掲げる技術部門とする。

| 大学その他の教育機関 | 課程 | 修了年月 | 技術部門 |
|---|---|---|---|
| 北海道大学 | 工学部土木工学科 | 平成十五年三月 | 建設部門 |
| | 工学部資源開発工学科 | 平成十六年三月 | 資源工学部門 |
| | 工学部建築都市学科 | | 建設部門 |
| | 工学部環境社会工学科（資源循環システムコースに限る。） | 平成十七年四月 | 資源工学部門 |
| | 工学部環境社会工学科（土木系コース又は建築都市コースに限る。） | | 建設部門 |
| 室蘭工業大学 | 工学部機械システム工学科（昼間コースに限る。） | 平成十七年三月 | 機械部門 |
| | 工学部建設システム工学科（土木コースに限る。） | | 建設部門 |
| | 工学部電気電子工学科（昼間コースに限る。） | 平成十九年三月 | 電気電子部門 |
| | 工学部応用化学科 | 平成二十年三月 | 化学部門 |
| 北見工業大学 | 工学部土木開発工学科 | 平成十六年三月 | 建設部門 |
| 弘前大学 | 理工学部知能機械システム工学科 | 平成十八年三月 | 機械部門 |
| | 農学生命科学部地域環境科学科（農業土木プログラムに限る。） | | 農業部門 |
| | 農学部農林環境科学科地域環境デザイン学講座（地域環境工学コースに限る。） | 平成十七年三月 | 農業部門 |
| 岩手大学 | | | |